

受益者負担金徴収猶予基準表

徴収猶予の対象となる受益者	徴収猶予の期間	徴収猶予の額
係争地に係る受益者	受益者の決定 (判決)の日まで	全額
生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の規定に基づき保全する農地として指定を受けた土地に係る受益者	生産緑地の指定解除の日まで	全額
崖地、低地、狭小地、公道に接していない等により、現時点で宅地化が困難又は公共下水道の利用が不可能と認められる土地に係る受益者	当該土地の宅地化又は公共下水道の利用が可能と認められるまでの期間	全額
災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	1年以内	全額